

墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ～〔略〕 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。</u>以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（<u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。</u>以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。 （請求に対する決定等） 第22条〔略〕 2・3〔略〕 4 実施機関は、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に応ずることと決定したときは、速やかに、その旨を外部提供を受けているもの（<u>情報提供等記録の訂正</u>にあつては、<u>総務大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）</u>）に通知する等必要な措置をとらなければならない。 （苦情処理のあっせん等） 第24条の2 区長は、個人情報の保護に関する<u>法律第14条に規定する苦情が適切に、かつ、迅速に処理されるよう、苦情の処理のあっせん</u>その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>〔同左〕 第2条〔同左〕 ～〔略〕 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。</u>以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（<u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。</u>以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。 〔同左〕 第22条〔略〕 2・3〔略〕 4 実施機関は、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に応ずることと決定したときは、速やかに、その旨を外部提供を受けているもの（<u>情報提供等記録の訂正</u>にあつては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）</u>）に通知する等必要な措置をとらなければならない。 〔同左〕 第24条の2 区長は、個人情報の保護に関する<u>法律（平成15年法律第57号）第13条に規定する苦情が適切に、かつ、迅速に処理されるよう、苦情の処理のあっせん</u>その他必要な措置を講ずるものとする。</p>

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第2条第10号及び第24条の2の改正規定は、墨田区規則で定める日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部
改正（抄）

改正後	改正前
<p>（特定個人情報の提供の制限）</p> <p>第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>〔略〕</p> <p>個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第12号に規定する場合を除く。）。</p> <p>〔略〕</p> <p>一 一の使用人等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であった者が他の使用人等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用人等が当該他の使用人等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。</p> <p>～ 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第19条 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第11号に規定する場合を除く。）。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>～ 〔略〕</p>

【施行期日】令和3年9月1日

個人情報の保護に関する法律の一部改正（抄）

改正後	改正前
<p>（国の機関等が保有する個人情報の保護）</p> <p>第8条 国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（苦情の処理のあっせん等）</p> <p>第14条 〔略〕</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第13条 〔略〕</p>

【施行期日】公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日